

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

令和8年8月から資格確認書が切り替わります。
(有効期限:令和9年7月31日)

令和8年8月1日時点で85歳以上の方全員及び84歳以下のマイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)をお持ちでない皆様「資格確認書」を7月下旬までに、恩納村役場から郵送又は窓口で交付します。8月からは、医療機関の窓口今回届いた「資格確認書」又は「マイナ保険証」をご提示ください。資格確認書が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合をご確認ください。

※「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのこと

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和9年7月31日
交付年月日	令和8年8月1日
被保険者番号	12345678
住所	うるま市石川崎1-1
氏名	後期高齢 保険沖太郎
性別	男
生年月日	昭和23年1月1日
資格取得年月日	令和5年1月1日
負担割合	1割
有効期日	令和5年1月1日
限区分	区II
発効期日	令和6年10月1日
長期入籍日	令和6年11月1日
特定医療区分	区分A
発効期日	令和6年10月1日
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3194721319 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印

令和8年8月1日時点で84歳以下のマイナ保険証をお持ちの皆様

7月中に被保険者資格(被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合等)が記載された「資格情報のお知らせ」をお届けします。「資格情報のお知らせ」のみでは、病院等の受診はできませんのでご注意ください。

病院等の受診の際には「マイナ保険証」を利用してください。

●マイナ保険証での受診が難しくなった方や利用登録の解除を希望される方は、村民課窓口にて解除申請のお手続きをお願いします。

お問い合わせ:沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 ☎963-8012
村民課 国保年金係 ☎966-1205

沖縄県介護保険広域連合からのお知らせ

令和8年度介護保険料の決定について

令和8年度の介護保険料が決定いたしました。納付書払い又は口座引落(普通徴収)の方は7月中旬に納入通知書をお送りいたします。年金からの天引き(特別徴収)の方は8月末に決定通知書をお送りいたします。

介護保険料は原則的には年金からの天引き(特別徴収)ですが、年度途中で65歳に到達した方や広域連合構成市町村外から転入した方など、新たに第1号被保険者となった場合は、特別徴収に切り替わるまでの間、納付書払い又は口座引落(普通徴収)となります。また、前年度途中で特別徴収が停止となった方も、再び特別徴収へ切り替わるまでの間は普通徴収となります。

介護保険料の納付について

介護保険料は県内金融機関、コンビニエンスストアのほかスマホ決済サービスによる納付が可能です。コンビニエンスストアやスマホ決済サービスによる納付は時間や曜日を気にせずにご利用可能です。ぜひご利用ください。

備考

- ・利用可能な納付先は納入通知書に記載されています。
- ・スマホ決済による納付は領収書が発行されません。また納付手続きから収納結果の反映までお時間を要することがあります。

お問い合わせ:沖縄県介護保険広域連合 会計課 ☎911-7503
福祉健康課 ☎966-1207